

両飛行場においては、周辺住民が、国に対し、夜間・早朝の飛行差し止めや損害賠償を求める訴訟を幾度も提起しています。その原告数は、両飛行場合わせて約2万4千人にものぼっており、騒音による生活環境への影響が広範囲に及んでいることが分かります。

また、沖縄本島北部のキャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ、北部訓練場、伊江島補助飛行場の周辺においても、騒音被害が顕著になっています。たとえば、ヘリコプター着陸帯に隣接する市町村では、住宅地域の近くでのオスプレイの飛行訓練が頻繁に行われています。

さらに、基地内からの航空機燃料やディーゼルオイル等の流出による水域等の汚染がたびたび発生しています。度重なる燃料の流出事故は、河川・海域・土壌等の自然環境を汚染することはもとより、県民の生活や健康への影響も懸念されます。

また、運用中の米軍基地だけでは無く、返還跡地においてもタール状物質の入ったドラム缶が地中から発見された事例や、土壌から鉛や六価クロム等の有害物質が環境基準値を超えて検出される事例等があります。

沖縄県では、航空機騒音の軽減や深刻な環境被害の未然 防止等のため、米軍にも日本の国内法を適用させることな どを国に対して求めています。